

鳥取県医療施設等経営強化緊急支援事業給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県医療施設等経営強化緊急支援事業給付金（以下「本給付金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本給付金は、経営状況や医療需要の急激な変化の影響を受ける医療施設等を支援することにより、地域医療提供体制の確保を図ることを目的とする。

(給付金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「給付事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本給付金を交付する。

- 2 本給付金の額は、給付事業に要する別表の第3欄に掲げる額（消費税及び地方消費税を除く。）以下とする。
ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、給付事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(留意事項)

第3条の2 納付事業のうち分娩取扱施設支援事業においては、下記の補助金の交付を受ける分娩取扱施設については給付の対象外とする。（（1）及び（2）については令和6年度に実施する事業に限る。）

- （1）平成21年4月1日医政発0401007号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」の別添「産科医療確保事業等実施要綱」に基づき実施する産科医療機関確保事業
 - （2）平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策事業等の実施について」に基づき実施する周産期母子医療センター運営事業
 - （3）本実施要綱に基づき実施する地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）及び地域連携周産期支援事業（産科施設）
- 2 納付事業のうち小児医療施設支援事業においては、対象となる小児医療施設は、以下のいずれかに相当する機能を持つ病院とする。
- （1）「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（令和5年3月31日医政地発0331第14号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知（令和5年6月29日一部改正））の別紙「小児医療の体制構築に係る指針」に規定する小児中核病院
 - （2）「救急医療対策の整備事業について」（昭和52年7月6日医発第692号厚生省医務局長通知）の別添「救急医療対策事業実施要綱」（令和6年3月29日一部改正）に規定する小児救命救急センター及び小児救急医療拠点病院
 - （3）小児科を専門とする病院のうち、次の要件を全て満たしているもの
 - ア 入院を要する二次救急医療機関として必要な診療機能や専用病床を備えていること。
 - イ 小児救急医療に係る休日夜間の診療体制を整えていること。
 - ウ 初期救急医療施設及び救急搬送機関から転送された小児救急患者を受け入れていること。
- 3 納付事業のうち病床数適正化支援事業においては、以下に該当する場合は支給対象外とする。
- （1）令和7年9月30日時点において廃院している場合（10月1日以降に廃院を予定している場合を含む。）
 - （2）令和7年9月30日時点において事業譲渡等をしている場合（10月1日以降に事業譲渡等を予定している場合を含む。）
 - （3）介護医療院等の介護保険施設への転換のための減床の場合
 - （4）有床診療所から無床診療所への変更の場合
- 4 納付事業のうち病床数適正化支援事業においては、給付金の算定にあたって以下を除くこと。なお、「病床数」とは、一般病床、療養病床及び精神病床の病床数とする。

- (1) 産科部門の病床（M F I C U 等を含む）及び小児科部門の病床（N I C U ・ G C U 等を含む）を削減した場合、その削減した病床数（産科施設において現に分娩に用いておらず、今後も用いる予定のない病床等、分娩取扱や小児医療の提供に支障を来さない病床を除く。）
- (2) 同一開設者の医療機関へ病床を融通した場合、その融通した病床数
- (3) 事業譲渡等により病床を削減した場合、その削減した病床数
- (4) 病床種別を変更した場合、その変更した病床数
- (5) 医療法第30条の4第10項から第12項までの規定及び国家戦略特別区域法に基づき許可を受けた病床を削減した場合は、その削減した病床数
- (6) 診療所の療養病床又は一般病床について、医療法施行規則第1条の14第7項の規定に該当し、医療法第7条第3項の許可を受けずに設置された病床を削減した場合、その削減した病床数
- (7) その他、以下の病床を削減した場合、その削減した病床数
- ア 国の開設する病院若しくは診療所であって、官内庁、法務省若しくは防衛省が所管するもの、独立行政法人労働者健康安全機構の開設する病院若しくは診療所であって、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被ったものののみの診療を行うもの、特定の事務所若しくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院若しくは診療所、児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項に規定する療養介護を行う施設である病院又は独立行政法人自動車事故対策機構法第13条第3号に規定する施設である病院若しくは診療所の病床（職員及びその家族、隊員及びその家族、業務上の災害を被った労働者、従業員及びその家族又は入院患者が利用する病床に限る。）
- イ 放射線治療病室の病床
- ウ 国立及び国立以外のハンセン病療養所である病院の病床
- エ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第16条第1項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた指定入院医療機関である病院の病床（同法第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定を受けた者に対する同法による入院による医療に係るものに限る。）

（交付申請の時期等）

第4条 本給付金の交付申請は、別表の第4欄に掲げる様式により、令和8年2月27日までに行わなければならない。この場合においては、当該書類を規則第5条で規定する申請書並びに同条第1号及び第2号に掲げる書類とみなす。

（交付決定の時期等）

第5条 本給付金の交付決定は、原則として、第4条に定める交付申請の書類を県が受理した日から起算して60日以内又は令和8年3月10日までに行うものとする。

- 2 本給付金の交付決定通知は、様式第1号によるものとする。
- 3 知事は、前項の通知を行った後に給付金を支給する。

（承認を要しない変更）

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本給付金の増額以外の変更とする。

- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第7条 規則第17条第1項の規定による報告は、別表の第5欄に掲げる様式により、次に掲げる日までに行わなければならない。この場合においては、当該書類を規則第17条第1項で規定する実績報告書並びに同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類とみなす。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、給付事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日（ただし、給付事業の完了又は中止若しくは廃止の日が令和8年3月26日から3月31日の場合は翌年度の4月5日とする。）
- (2) 給付事業の対象となる別表第3欄の取組が第4条の交付申請時に完了している場合にあっては、交付申請の日
- 2 本給付金の交付額の確定通知は、前項第1号の場合にあっては、様式第2号によるものとし、前項第2号の

場合にあっては、様式第3号によるものとする。なお、様式第3号による交付額の確定通知は、第5条第2項の交付決定通知を兼ねるものとする。

(財産の処分制限)

第8条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上（民間団体にあっては30万円以上）の機械及び器具
- (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(給付金の返還)

第9条 次のいずれかに該当する場合、支給を行った給付金の全額の返還を求めるものとする。

- (1) 対象施設から報告があった申請内容が明らかに事業の目的に合致していないと認められる場合。
- (2) 申請内容を偽り、その他不正の手段により給付金の支給を受けたと認める場合。
- (3) 分娩取扱施設支援事業及び小児医療施設支援事業にあっては、給付金の支給を受けた日以降、正当な理由なく廃院する場合。
- (4) 病床数適正化支援事業にあっては、給付金の支給を受けた日から、令和17年9月30日までの間に正当な理由なく病床を増加させた場合。ただし、知事において病床の増加が必要と認めた場合はその限りではない。

(雑則)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本給付金の交付について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年11月10日から施行し、令和7年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年12月5日から施行し、令和7年度の事業から適用する。